

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領

1 目的

林野庁では、女性の建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していく観点から、森林土木工事における仮設トイレについて、快適トイレ（男女とも快適に使用できる仮設トイレ）を導入し、職場環境を改善している。

県としても、建設現場の環境整備の推進により、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えられることから、建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。

2 試行対象工事

- (1) 当初設計額 70,000 千円以上の工事
- (2) 当初設計額 4,000 千円以上 70,000 千円未満で受注業者の希望があった工事
- (3) (1) (2) の工事であっても、緑のばんそうこう（指示書により緊急に契約するもの）、工場製作などの屋内作業が主となる工事は除く。

3 快適トイレの仕様、対象工事

- (1) 受注者は、次のアからサの仕様を満たすトイレを設置することを原則とする。
また、シからツについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、任意とする。

なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各 1 台設置するものとする。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ツ 付属品等の木質化

- （２）市場にすべての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。
- （３）工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。
- （４）監督職員は、（１）アからサの仕様について、受注者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

４ 試行の流れ

【発注時】

- （１）発注者は、当初設計額 70,000 千円以上の工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」を添付する。
発注者は、当初設計額 4,000 千円以上 70,000 千円未満の工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書（希望型）」を添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書（希望型）」の場合

- （２）受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。
設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」または（２）より設置する場合

- （３）受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式 1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- （４）監督員は、提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- （５）受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式 2「仮設トイレ設置報告書」

の電子データを監督員に提出するものとする。

- (6) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。
- (8) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「5 積算」による）
- (9) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

5 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。
- (2) 受注者から提出された、快適トイレに要した費用の見積りをもとに、通常トイレとの差額※を変更設計書に費用計上するものとする。（以下条件に注意）

※ 実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を減じた額。

- ① 差額は 57,000 円／基・月を上限とする。
- ② 設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定するものとする。
- (3) 計上費用は、(2) の差額と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (4) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月を上限に計上可能とする。
- (5) (2) の費用上限を超える場合は、現場環境改善費（率分）の営繕関係の対象としてもよい。

* 現場環境改善費を当初計上していない場合であっても、受注者が快適トイレを含め現場環境改善費の率計上に必要な内容を実施する場合は、変更時に現場環境改善費を計上することができる。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用 : 57,000 円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用 : 30,000 円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用 一体型ハウスで入口が 2 箇所 100,000 円/基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用 : 90,000 円/基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用 一体型ハウスで入口が 2 箇所 150,000 円/基・月の場合（積算上の差額 140,000 円）
積算で計上する費用 : 114,000 円/基・月

6 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(3) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することがないように徹底する。

7 適用

本要領は、令和8年10月20日以降、入札の公告または入札の通知（指名競争入札の場合）を行う工事から適用する。